

※今年度の受付期間を延長しています※

令和2年度就学援助制度のご案内

吉川市教育委員会

吉川市では、経済的理由により就学が困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費を支給する『就学援助制度』を行っています。申請は年度ごとになります。前年度認定者も申請が必要です。

1. 対象者

以下の条件のいずれかに該当し、かつ、「2. 認定基準」に当てはまる方が対象となります。

- (1) 吉川市に住所を有し、吉川市立の小・中学校に在学している児童生徒の保護者
- (2) 吉川市外に住所を有し、吉川市立の小・中学校に在学している児童生徒の保護者

2. 認定基準

- (1) 生活保護を受けている保護者
- (2) 令和2年度又は令和元年度において、生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた保護者
- (3) 災害、失業その他特別の事情により特に援助が必要と認めた保護者
- (4) 世帯の前年（令和元年份）総所得金額が、下表の目安に当てはまる世帯

基準額の目安

※ あくまでも目安であり、家族構成や世帯員の年齢によって異なります。

※ 申請受付後、教育委員会で所得を調査し、審査します。

家族構成（例）			世帯所得額 （目安）
2人世帯	20～40歳：1名、6～11歳：1名	小学生1人	約180万円
3人世帯	20～40歳：1名、6～11歳：2名	小学生2人	約240万円
4人世帯	60～69歳：1名、20～40歳：1名、12～19歳：1名、6～11歳：1名	小学生1人、中学生1人	約280万円
5人世帯	60～69歳：1名、20～40歳：2名、12～19歳：1名、6～11歳：1名	小学生1人、中学生1人	約320万円
6人世帯	60～69歳：2名、20～40歳：2名、12～19歳：1名、6～11歳：1名	小学生1人、中学生1人	約360万円

※ 住民票上同じ住所にいて、生計を一つにしている場合は、同世帯としてみなします。

3. 申請方法

- ・提出書類 「就学援助申請書兼新入学児童生徒学用品費等（事前支給）認定・確認申請書」に必要事項を記入・押印の上、添付書類と一緒に提出してください。

※ 申請書は吉川市教育委員会教育総務課窓口または吉川市ホームページで入手できます。

申請受付期間：令和2年4月1日（水）～令和2年5月29日（金）

※その後も令和3年2月26日（金）まで随時申請を受け付けています。

申請先：吉川市教育委員会教育総務課窓口（郵送でも可）

住所：吉川市きよみ野一丁目1番地 電話：048-984-3565（直通）

今年度のみ受付期間を
延長しています

※ 令和2年1月中に新入学児童生徒学用品費等（入学準備金）の入学前支給を申請した方は、令和2年度の就学援助の申請手続きは必要ありません。